

厚生労働大臣の定める掲示事項(2025年5月)

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

【概要】

施設名 ろっこう医療生活協同組合 六甲道診療所  
所在地 神戸市灘区桜口町4-5-12  
開設者 ろっこう医療生活協同組合 理事長 小西達也  
管理者 ろっこう医療生活協同組合 六甲道診療所 所長 谷口敏光

【標榜科目・標榜時間】

内科・小児科  
診療時間 午前 9時～12時(月～土)  
午後 4時～7時(火・金)  
休診日 日・祝・夏季・年末年始

【明細書発行体制について】

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても無料で発行しています。

【保険外負担に関する事項】( )は非組合員価格

文書料等

診断書 A	2200 円(5500 円)	休業休学等にかかる診断書等	証明書	330 円	登校・登園にかかる証明書等
診断書 B	3300 円(6600 円)	免許申請等にかかる診断書等	診断書	6600 円	麻薬・あへん等の中毒者でない旨の診断書等
診断書 B	4400 円	結核、皮膚疾患の有無に関する診断書等	意見書	1100 円	訪問入浴にかかる意見書等
診断書 C	4400 円(8800 円)	年金・障害等の申請にかかる診断書等	死亡診断書	5500 円	

※同内容の診断書の2通目は原則規定料金の70%

【医療情報取得加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴・投薬情報・特定健診などその他必要な情報を取得活用して診療を行います。

【医療 DX 診療体制加算】

当院は医療 DX を推進するための体制として以下の項目に取り組んでいます。

- (1) オンライン資格確認による情報取得を活用して診療を行います
- (2) マイナ保険証の利用促進を行います
- (3) 電子処方箋の発行体制を導入予定です
- (4) 電子カルテ情報共有サービスを導入予定です

【患者相談窓口】

当院では疾患に関する質問や療養生活上の不安等様々な相談をお聞きする窓口を設置しています。

六甲道診療所 地域医療連携室 9時～17時 月～金

【後発医薬品について】

当院では患者様の医療負担の軽減のため、後発医薬品を積極的に採用しています。

後発医薬品の供給状況により使用する薬剤が変更になる場合があります

【一般名処方について】

処方箋に記載するお薬を銘柄名ではなく、一般名(成分名)で記載することで後発医薬品を選択していただけるようにしています

長期収載品が医療上の必要性が認められない場合には選定療養となるため、一般名処方についてその趣旨を説明して処方いたします

【機能強化加算について】

- (1) 他の医療機関の受診状況、処方内容を把握して必要な服薬管理を行います
- (2) 病状、疾患により必要と判断した場合は専門医療機関への紹介を行います
- (3) 健康診断の結果等により健康管理の相談に応じます
- (4) 介護保険など保健福祉サービスについて相談に応じます
- (5) 夜間・休日等の問い合わせに対応しています

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

兵庫県医療機関情報システム <http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/>

2025年5月  
ろっこう医療生活協同組合 六甲道診療所